

平成28年度臨時福祉給付金のお知らせ

消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響を考え、簡素な給付措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

◆支給対象者

平成28年1月1日時点で黒潮町に住民登録があり、平成28年度分の住民税(均等割)が課税されない方が対象です。

※ただし、次の方は対象外です。  
 ●平成28年度の住民税(均等割)が課税されている方の税法上の扶養親族など

●生活保護制度の被保護者  
 ●支給決定までに亡くなられた方など

◆支給額

給付対象者1人につき3千円

◆申請手続

支給対象と思われる方に9月中旬に案内書と申請書を送付します。申請書に必要な書類を添えて、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください。(郵送可)

◆申請期限 ※当日消印有効

9月15日(木)～平成29年1月31日(火)

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象者の指定口座へ随時、振り込みます。

障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金のお知らせ

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者の方に対して、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給します。

◆支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、次のいずれかの年金について、平成28年5月分の受給がある方が対象です。

【対象となる年金】

①国民年金法に基づく障害基礎年金または遺族基礎年金

②昭和61年3月以前に受給権の発生した国民年金、厚生年金保険または船員保険の障害年金のうち障害等級が1級または2級(船員保険の職務上の場合)は1～5級の年金

③共済組合などが支給する障害年金

金または船員障害年金のうち障害等級が1級または2級の年金  
 ※ただし、次の方は対象外です。

●高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給された方

●支給決定までに亡くなられた方など

◆支給額

支給対象者1人につき3万円

◆申請手続

支給対象と思われる方に9月中旬に案内書と申請書を送付します。申請書に必要な書類を添えて、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください。(郵送可)

◆申請期限 ※当日消印有効

9月15日(木)～平成29年1月31日(火)

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象者の指定口座へ随時、振り込みます。

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課  
 総合窓口第2係  
 ☎55-3112(直通)

平成28年度 黒潮町戦没者追悼式

先の大戦で亡くなられた方を追悼し、平和を祈念するため、戦没者追悼式を行います。今年は10月に佐賀地域で開催します。どなたでも参加できます。

町内各地から送迎バスが出ますので、ご利用希望の方は左記へご連絡ください。

◆日時 10月4日(火)

受付 午前9時～  
 式典 午前10時～

◆場所 総合センター(佐賀支所前)

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課福祉係  
 ☎43-2116(課直通)  
 佐賀支所 地域住民課  
 総合窓口第2係  
 ☎55-3112(直通)

